

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき、神奈川県教育委員会教育長から監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったので、次のとおり公表する。

令和 5 年 11 月 29 日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣
 同 吉 川 知 恵 子
 同 中 家 華 江
 同 しきだ 博 昭
 同 松 本 清

1 措置の対象となった監査の結果

令和 5 年 7 月 11 日神奈川県監査委員公表第 14 号で公表した不適切事項のうち教育委員会分 11 か所に係る 13 事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県教育委員会教育局湘南三浦教育事務所	令和 5 年 4 月 25 日（令和 5 年 2 月 9 日職員調査）	（不適切事項） 歳計外現金事務において、4 月分の社会保険料 1 件、7,944,952 円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。	不適切事項については、社会保険料の本人負担分の歳計外現金払出額を会計管理システムに誤って入力したため口座振替ができなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県教育委員会教育局県央教育事務所	令和 5 年 4 月 12 日（令和 5 年 2 月 27 日職員調査）	（不適切事項） 歳計外現金事務において、小・中学校会計年度任用職員の報酬等に係る所得税及び復興特別所得税 1 件、631,602 円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。	不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、進行状況について複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。

神奈川県立川崎図書館	令和5年2月2日（令和4年12月14日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、相模原書庫出納業務委託契約ほか1件（契約額計 6,688,000円）について、契約期間の開始日が令和4年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同年4月30日までに契約すべきところ、同年5月11日及び同月26日に締結していた。	不適切事項については、年度当初の契約事務について進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、チェックリスト等により各職員の業務の進捗状況を共有し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立近代美術館	令和5年3月27日（令和5年2月17日職員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、近代美術館鎌倉別館機械警備機器賃貸借等契約（長期継続契約、契約総額 2,944,110円）の執行に当たり、県の庁舎等における一般的な機械警備委託業務と同様の業務内容であるため「（節）委託料」とすべきところ、「（節）使用料及び賃借料」で執行していた。	不適切事項については、予算執行科目に対する認識が不足していたとともに、決裁過程におけるチェック機能も働いていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、予算執行科目に関する理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立生命の星・地球博物館	令和5年4月25日（令和5年2月14日及び15日職員調査）	（不適切事項） 文書の管理において、一般廃棄物収集運搬業務に係る支払関係書類など計15点を紛失していた。	不適切事項については、所属の文書管理体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、適切な文書管理の重要性について全職員で共有するとともに、起案、回議、決裁、保管といった文書事務の一連の処理過程での文書の所在を明確にすること、ペーパーレス化の促進等により書類の混在リスクを解消すること、不用となった書類を廃棄する際に複数の担当者が確認することなどの文書廃棄ルールを明確化を図ることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立横浜平沼高等学校	令和5年3月2日（令和5年1月10日職員調査）	（不適切事項） 歳計外現金事務において、部活動インストラクター謝礼に係る所得税及び復興特別所得税1件、5,698円について、	不適切事項については、担当者の納付期限に対する認識誤り及び所属のチェック体制が不十分であったことによるものである。

		法定納期限内に納付を行って いなかった。	今後は、このようなことがない よう、担当職員、決裁者及び出納 員が、共有の予定表を活用し、納 付期日を重ねて確認して進行管理 を行い、複数職員での確認体制を 強化することにより再発防止に取 り組み、適正な事務執行に努め る。
神奈川県立瀬 谷高等学校	令和5年1月 30日（令和4 年12月1日職 員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、教 育財産の目的外使用許可の手 続を行わないまま電柱に吊り 線が共架されているものがあ った。これにより、令和4年 度の共架電線に係る使用料1 件、1,660円が徴収不足であ った。	不適切事項については、管理す る財産の確認が不十分であったこ とによるものであり、令和4年12 月23日付けで使用許可を行い、徴 収不足分については令和5年1月 25日に収入した。 今後は、このようなことがない よう、複数の職員で定期的に敷地 内を巡回して確認を行うことによ り再発防止に取り組み、適正な事 務執行に努める。
神奈川県立瀬 谷西高等学校	令和5年1月 23日（令和4 年12月2日職 員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、教 育財産の目的外使用許可に当 たり、県有施設の専用電柱2 本については、使用許可を必要 としないにもかかわらず、 使用許可を行っていた。これ により、令和4年度の使用料 2件、7,300円を過大に徴収し ていた。	不適切事項については、担当者 の認識が誤っていたこと及び所属 としてのチェック機能も働いてい なかったことによるものであり、 令和4年12月20日付けで使用許可 の訂正を行い、過大徴収分につい ては令和5年2月22日に返還し た。 今後は、このようなことがない よう、複数の職員で定期的に敷地 内を巡回して確認を行うことによ り再発防止に取り組み、適正な事 務執行に努める。
神奈川県立多 摩高等学校	令和5年2月 22日（令和5 年1月18日職 員調査）	（不適切事項） 契約事務において、機械警 備業務委託契約（契約額 1,663,200円）について、契約 で定められた警備計画書を作 成させていなかった。	不適切事項については、契約書 の条項の理解が不足していたこと によるものであり、令和5年1月 19日に受注者から警備計画書を収 受した。 今後は、このようなことがない よう、契約締結の際は最新の契約 書の様式を確認し、契約で定める 必要な書類は直ちに提出するよう 受注者に依頼することにより再発

			防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立相模原総合高等学校	令和5年4月20日（令和4年12月2日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 契約事務において、屋上防水補修工事（契約額2,365,000円）について、契約で定められた工事に係る完了届を収受する前に完成検査を行っていた。</p> <p>2 物品管理事務において、絵画1点（価格200,000円）について、不用決定を行わないまま処分していた。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 契約事務については、担当者の契約事務に関する理解が不足していたことに加え、決裁過程におけるチェック機能も働いていなかったことによるものである。</p> <p> 今後は、このようなことがないように、所属として契約事務に関する正しい理解を共有するとともに、決裁過程において、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 物品管理事務については、担当者の物品管理事務に関する理解が不足していたことに加え、決裁過程におけるチェック機能も働いていなかったことによるものであり、令和4年12月6日に不用決定を行った。</p> <p> 今後は、このようなことがないように、本件誤りの内容を所属として共有し、関係事務に関する理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
神奈川県立えびな支援学校	令和5年1月30日（令和4年12月21日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 収入事務において、領収した現金について、神奈川県財務規則で定める現金出納簿への記載を行っていないものが1件、10円あった。</p> <p>2 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可の手続を行わないまま電柱</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 収入事務については、現金収入に関する事務処理の確認が不十分であったことによるものであり、令和4年12月21日に記入した。</p> <p> 今後は、このようなことがないように、正確に事務処理方法を</p>

		<p>に防犯灯及び通信線が共架されているものがあった。これにより、令和4年度の共架電線に係る使用料1件、1,660円が徴収不足であった。</p>	<p>伝え、その後も所属として確認を怠らないようにすることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 財産管理事務について、管理する財産の確認が不十分であったことによるものであり、令和5年1月30日及び令和5年6月30日付けで使用許可を行い、徴収不足分については令和5年8月22日に納入した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、管理する財産の確認を定期的に行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
--	--	--	--